

今日の「後期中等教育改革」の 諸特徴について

佐々木 享

六三年六月に中教審に諮問された「後期中等教育の拡充整備」の問題は、そのうち「期待される人間像」の部分が六五年一月に中間草案が発表され、残っている「後期中等教育のあり方」についても近く中間答申が出されると伝えられている。後者では、主として「後期中等教育」の諸形態のあり方が検討されることになっており、諮問によればこれには、(1)目的、性格、(2)教育内容、教育方法、授業形態、教員、(3)教育機関の形態、教育制度上の位置づけが含まれることになっている。

ここでは後者に重点をおいて、当面している「後期中等教育」改革なるものは「答申」として成文化されるのをまたずに、それと平行して、部分的には先行して進行しつつあるという現実認識にたち、その改革進行途上の二、三の特徴について検討してみよ

う。

一

第二〇特別委員会における「後期中等教育のあり方」についての審議の内容のうち、答申の骨子といわれるものが『毎日新聞』（66年2月4日付朝刊）にスクープされた。これはどうやら、中教審の委員間で討議されているものではなく、文部省側の事務当局原案で、すでに省内で数次の改訂を経たものらしい。これと似たものが『日本教育新聞』（66年2月3日）に紹介されている。

右のものとは別に、第二〇特別委員会主査の平塚益徳氏の原案といわれるものが、『日本教育新聞』（66年1月13日）と都高教教文部でまとめた『後期中等教育』改編に対する基本的視点』

(66年1月10日)に収められている。この両者は相互に補充しあうものらしい。(都高教のこのパンフレットは、右の答申試案のほか各種資料とそれの検討が行なわれ、時宜に適したものである。)

ここでは、前記の『毎日』の記事に類するものを事務局原案とよび、都高教のパンフレットに紹介されたものとこれに類するものを平塚試案とよぶことにする。当然のことではあるが、平塚試案では、「一、世界の教育の動向」、「二、わが国教育の問題点」(1、学校中心の教育観、2、学歴偏重主義、3、偏った能力観と職業に対する偏見、4、学校教育の形式主義)、「三、後期中等教育に対する個人的・社会的要請」という諸項目よりなる前がきの部分が長大であるが、目下の事務局案ではこの前がき部分はかんたんな項目のみがたてられて文章を欠く。しかし、各種の教育訓練機関の構成等については、平塚試案よりはるかに詳細である。

最終答申ではもちろん一つにまとめられるはずのものにせよ、それへの中間段階で、審議会を構成する委員間の二つの原案でなく、委員案と事務局案の二つが平行するかたちで答申作製が進んでいるというプロセスは興味深い。最終答申がどのようなかたちになるにしても、事務局原案がその骨格として生きてくることは明らかであるといふからだ。もともと、六五年暮れまでの平塚原案は、「後期中等教育」改革のみでなく、現行の6・3の段階の制度の改革を含む規模雄大な構想であったのだが、その案は

事務当局の強力な抵抗に遭って、なしくずしに今日の平塚案に変更することを余議なくされたと伝えられている。このため、一時は、憤懣やるかたない平塚氏はみずからの案を『朝日ジャーナル』に書くという話も伝えられたがこれも陽の目をみなかった。この間のいきさつは、今日における審議会の機能を端的に示しているといふ。

事務局原案と平塚試案のちがいの一つは、後者では「期待される人間像」の位置づけがはっきりしない——少なくとも今のところ書かれていないことである。事務局原案では、冒頭に「期待される人間像と後期中等教育の意義」なる項がある。項目がたてられて、まだ文章化されていない、ということは、役人としては、具体的な改革はすべて「期待される人間像」という理念のなかに位置づけられる——文章はあとで書けばよいという自信があつたことなのであろう。

このことから、支配階級のなかの右翼的な部分が「期待される人間像」をのぞみ、独占資本(の進歩的な部分)は労働力給源としての学校の制度的改革をのぞんでいるという二元的評価はあまりすぎるといわなければならぬ。ほかならぬ日経連が、「期待される人間像」にただちに全面的な賛意を表し、これを「青年憲章」に高めることをのぞんだ事実(『日経連タイムス』)が想起される。

なお、「期待される人間像」は「中間答申」とされているにもかかわらず実質的に各方面で機能していることはすでに知られて

いるところであるが、最近では、学習指導要領の改訂作業に取組んでいる教育課程審議会の「共通理解事項」の冒頭に取り入れられている事実もある。かくて、最終「答申」をまたずになしなくずしに実質が浸透することは今次の「改革」の進行の一つの大きな特徴といえるであろう。

いうまでもなく、今次の「改革」は「後期中等教育」のそれである。ところで、「後期中等教育」なる概念の内実は、その「改革」を審議すべき中教審に先立って、すでに六〇年末の『国民所得倍増計画』の付属文書において規定されている。それは、「今日、高校教育は国民の常識となりつつあるが、中等教育を学校教育に限定することは適当でない。高等学校（定時制および通信制を含む）の外、各種形態の職業訓練、各種学校、通信教育等の組織的教育訓練も、その期間の長短をとわず、本来中等教育の一環とみなすべきである」（『経済企画庁編『国民所得倍増計画』一四七頁）というものである。文部大臣は右のような意味において「後期中等教育」の「改革」を諮問しており、したがって中教審のしごとは、平塚試案にみられるように、「みなすべき」規定を美辞麗句によって仕上げることにいることになる。

平塚試案における「後期中等教育の拡充整備の基本方針」はつぎのとおり。

①十五歳〜十八歳のすべての青年に対し後期中等教育として適切な教育の機会が提供されるよう積極的な措置を構する。（なお、将来において十八歳までなんらかの教育機関において就学

する義務を課することの可能性を検討する。）

②教育の内容・方法については、個人の素質、能力、適性、関心、進路、環境に適應するとともに、社会的要請を考慮した多様化を図る。ただし、いかなる教育訓練計画も、人間育成上不可欠な普通教育を軽視してはならない。（傍点は引用者。ただし書きの部分に、いわゆる教育的配慮がみられる。）

「後期中等教育」の既成の制度的改革の第一には、六一年に発足した五年制の高等専門学校（工業のみ）をあげなければならぬが、これは今日すでに国・公・私立を併せてすべての都道府県に設置されている。したがって、これは文字通り完全な既成事実であって、これの発足以来6・3・5制を含むことによって6・3・3制は崩壊したとみるべきではなからうか。

「答申」を待たずに、答申に盛り込まれるはずの事務局原案に沿って「改革」の作業がすすめられている例の一つに各種学校の位置づけの問題がある。『日本教育新聞』（66年2月5日付）は文部省は今国会に提出する各種学校制度改革のための「学校教育法の一部改正」の要綱を最終的にまとめたと伝えている。その要点は、①学校教育法に各種学校に関する章を設け、学校教育体系に位置づける（小・中・高・高専・大・幼のいわゆる一学校とはしない）、②各種学校を高等課程（中卒）専修課程（高卒）普通課程（それ以外に分ける）、③新各種学校は、生徒数常時四〇名以上、修業年限一年以上とする、④監督庁の規制（命令・取り消し）を強める、⑤現行各種学校は二年間新制学校として認め

る、というものである。文部省はこれを三月中に成立させ七月から施行する意向といわれる。

右のうち、中卒者を対象とする新各種学校の高等課程は、前記事務局原案にあつては各種学校の中等課程の名のもとにその詳細が検討されている。そこには、教員資格は学科または種類別に認定制度を設けて統一するとうたう一方で、各種学校における修得単位を、現行のいわゆる連携措置を拡大することによって高校の単位として認定するという策がふくまれている。

なお、ここでいわれている連携措置は、六一年の学校教育法の一部改正で実現したもので、企業内認定職業訓練における学習の一部を定時制高校の単位として認める制度である。現行では、その認定の範囲は高校総単位数の三分の一以内・専門教科目に限定されているが、今回の改革ではこの制限を拡大ないしは撤廃して認定の及ぶところを前記技能教育施設・各種学校のほか、のちにのべる青年高校・青年学級・公共職訓にひろめようとしている。この考え方は、事務局案も平塚試案も一致している。

右のべた各種学校改訂作業の進展に先だつて、文部省は六五年一月二十八日に「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」という次官通達を出し（『時事通信、内外教育版』66年1月25日号）、そのなかで在日朝鮮人の設立する学校を第一条校としてはもちろん、各種学校としても認可すべきではないことを明らかにしている。日韓会談妥結の前後を通じて政府が在日朝鮮人への同化政策をすすめてきたことはすでに知られているが、「後

期中等教育」の「改革」を通じてこうした在日朝鮮人の民族教育が改正される「各種学校」としては全く認可されないというかたちで庄殺されていくという事実には注目すべきである。在日朝鮮人総連合会は、これに関し、ただちに、文相に在日朝鮮人の基本的人権である民族教育の正当な権利を保障することを骨子とする要請を行なっている（『日本教育新聞』66年1月27日）。日本人が、日本人の問題としてとり組むことが容易でないところに、この問題の根深い困難さがあるのももちろんである。

二

ところで、今次の「後期中等教育改革」の重大な焦点が、昨年すでに進学率七〇パーセントを越えている高等学校の制度的改革にあることはいうまでもない。この点に関する事務局案は、高校の教育形態、教育課程等の多様化、短期高等学校の新設の二つの部分に分かれる。

高校の多様化に関する「改革」の要点はつぎのとおりである。

①現行の全日制、定時制、通信制の三課程のほか、新たに定時制・通信制併修の課程を設ける。

また時代の要請に応じた新しい形態の高校——たとえば六年制の英才高校・技能高校を考える。

なお、高校の必修単位を八〇単位（現行は85単位）とすることも考えられていると伝えられている。

②普通教育を主とする学科では系列（たとえば文科系、理科

系、一般教養系、女子教育系)の特色を明確にし、専門教育を主とする学科では技能教育を主とするものを設けるなど、教育課程の多様化を図る。

③定時制、通信制、定・通併修の各課程については、一週につき一日程度(または一日相当の時間)有給またはこれに代わる方法で勤労にかえて学習させる方を講ずる。

④勤労青少年のために、独立の総合的な高校(定時制、通信制、定・通併修の各課程および短期高校を併置する高校)の設置を促進する。

⑤一定規模以上の定時制、通信制、定・通併修の課程はできる限り独立校とする。

⑥定時制分校について再検討し、全日制への切り替え、本校への併合を行なう。

この「改革」案のうち、とくに問題とされてきたのは、その三割が大学に進学するにすぎないのに全体が受験競争に入り込んでいる普通学科への対処である。多様なコースを設けるという発想はすでにあまりに周知のところである。ところで、今回の「改革」の思想的な軸とされている「能力主義」は、しばしば上位数パーセントのハイ・タレントを選び出すという選抜の問題としてのみ受けとられているが、実際には「能力主義」者が数的には圧倒的に多いと考えているロウ・タレントをどこに位置づけるかという問題の方がはるかに重視されているとみるべきである。このような英才コースを含む高校教育課程の多様化は、一高校内で実

現しうるとはとうてい考えられない——生活指導、教育課程その他の面で起こる障害が顕在化することが避けられないから、必然的に、通学区——いわゆる学区制の拡大を要講する。ところで、文部省が新制高校発足時に掲げた三原則の一つには通学区制(小学区制)があつたわけであるが、これが実質的に採用されたのは周知の高知県以外にはほとんどみられず、かえってここ数年来の趨勢は学区制拡大の方向にある。現在、北海道において実質的には全道一学区となる学区制改革作業がすすめられているなどはその好例である。かくて、コースの多様化は、学校毎の特色の多様化つまり超一流高校から一、二、三流……高校というランクづけがおのずとできることと平行して実質的に貫徹しつつある、とみるべきであろう。今次「改革」に関連して各団体が公表した意見ないし要望のなかで、コースの多様化を強く主張したのは全国高教長協会であるが、これが「改革」原案とともに学区制には全くふれていないことは特徴的である。コース制あるいは学校ぐるみの類型化・序列化は放置しておいて学区制拡大につれて進行するという自信なのであろうか

昨今、東京都、富山をはじめ、全国かなりの都府県で当局側が中学校の受験対策による弊害排除にのり出しているかの如く伝えられている。ところで高校入試に関しては、六三年八月に学校教育法施行規則の一部改正が行なわれ、これに応じて文部省初中局長通達が出たことを想起しなくてはならない(木下春雄「高校入試改訂と中学・高校のコース制の問題」、『教育』64年2月号)。

その趣旨は、従前は志願者が定員に満たない場合は全員入学が建前とされていた部分を改め、高校は志願者の多少にかかわらず「高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定」するために入試を実施しなければならぬ、というものである。この措置は、一部関係者のあいだでいわれたように、既成事実の追認であったにしても、入試競争を激化させようとする点で時代に逆行するものであり、すでに諮問が出ているのにこのような挙に出るのは中教審を無視している、というのが当時の多くの商業紙にみられた主張であった。ところで、当時この措置がとられた経過を考えてみると、中学卒業生急増期に当って高校入試が激化することが予想され、いわゆる高校全入運動が最盛期にあった折であり、文部省はこれに対処するかに、見せて高校入試対策研究協議会なるものをつくったのであった。そうしてその結論が右の措置として具体化したのである。

昨今の官側によるテスト体制は正・補習抑圧の動きは商業紙はじめ一部の父兄から歓迎されていることは事実である。これに便乗して教師のしめつけと学習指導要領体制の強化がはかられていることはすでに知られているが（佐山喜作「入試準備教育の是正」通達と現場）、『教育』66年2月号）、他方文部省は受験体制の実情の全国調査にのり出し、これを基礎として再び高校入試制度の改革にとりかかろうとしている。ここでも「改革」は事務的なものとして進行しているわけである。

なお、高校の普通学科を多様化しなければならない根拠は、生

徒の能力が多様で上下の幅があることに求められていたが、全国高校長協会の普通科会は、最近、全国の全日制高校の入学者の入試成績（英語、国語、数学）を分析して、国語についていえば「及第が約七割、要注意が二割、落第は一割足らずである」が、数学はだいたい悪く、落第が約二割、要注意が三割、及第約六割で、英語は数学をややうまわる程度である、という見解を発表している（『時事通信、内外教育版』66年1月7日付）。元来、この調査は多様化の根拠をはっきりさせるために行なわれたものである。教育の当事者がみずからの教育の成果としての現状の悪い結果を肯定し、それを改善しようと考えるのでなく、これを固定し拡大する理由に援用するという発想は、別に教育学的に吟味される必要があるだろう。

「短期高校」を設置しようという事務局原案の構想は、一見ま新しく感じられる。（平塚試案ではことばしか出てこない。）しかし、この最初の発想は、定時制高校を「前期二年と後期二年にわけ、前期二年を職業訓練法に基づく職業訓練と密接な連けいを保てるような内容と制度に改変する」という経済審議会の答申のなかにある（経済審議会編『経済発展における人的能力開発の課題と対策』一九六三年、四五頁）。しかし、「改革」案の他の諸項目とちがって、これだけは今のところこれに類した学校は全く存在しない。

事務局原案による「短期高校」の構想はつぎのとおりである。

① 修学年限は二年以上とし全日制では一年六ヶ月とする。

② 高校に準ずるものとし、定時制、通信制、定・通併修の課程については、高校と同様に一週につき昼間の一日程度（または一日相当時間）有給、もしくは、これに代る方法で勤労にかえて学習させる方を講ずる。

③ 教科、科目は高校の教科、科目の多様化を考慮し、それと同一のものとし、卒業に必要な単位は高校の二分の一程度とする。

④ 卒業資格が各種の職業上の資格に結びつくようにすること。

現在の教育機関には「短期高校」に類するものがないという点では、この構想は最も新鮮味のある「改革」であり、中教審のごとくしては、今次「改革」中では唯一の実質的な改革とみなされる。

ところで、この短期高校の全日制の年限については、事務当局としては当初一年という構想もあったがそれではあまりにひどすぎるというわけで一年半とされたと伝えられる。この間の事情は、上からあてがわれる「改革」のそまつさを端的に示すとみてよい。

なお、かかる学校についてさえ「高等学校」の名に執着するということには、なまえて国民の要望をあざむいて多様化の実質をとらうとする役人の腹黒さがうかがわれてあまりある。—— 同様のことは、のちにのべる「勤労青年学校」構想にもあり、「青年高等学校」という名称にこだわる向きもあってこちらの方は校名未定と伝えられている。

高等学校以外の「改革」のうち、「各種学校」についてはさきにもべた。「短期高校」「各種学校」について「後期中等教育」機関としてクローズアップされているのは「勤労青少年学校」（または「青年高等学校」）である。

事務局原案はつぎのとおり。

① 社会教育の事業または教育機関として実施する。（どちらにするか未定ということであろう——佐々木） 修業年限は原則として三年とする。

② 教育課程は国語、社会、体育、芸術などの一般的教養、職業または家事に関する知識、技能ならびに生活指導（青年の家に於ける二泊三日以上の宿泊訓練を含む）とする。運営に当たっては多様なコースを設け、青少年の能力、適性、関心に応ずるものとする。授業時間は年間三百時間を標準とする。

③ 設置者は原則として市町村とし、市町村には開設を義務づける方向で措置する。開設場所は、青少年教育センターを原則とするが、未設置の地域では公民館、学校等とする。

④ 高校と同一水準と認められる科目については、連けい措置を拡大して高校単位として認定する。

この学校（?!）は、今次「改革」のなかでは想像以上に重要な位置を占めている。この学校は、高校、「短期高校」、「各種学校の中等課程」のいずれにも在籍しない少年にとって最後のすくい場とされているからである。かくて、「後期中等教育」の

「拡充」ないし「完成」の最後のしめくりはこの「勤労青少年学校」の如何にかけられている。「市町村に設置を義務づける方向」がどうなるかによってきまるわけだが、戦後最大といわれる深刻な恐慌局面を迎え、アメリカ帝国主義に従属しながらひたすら軍国主義化を急ぐ日本独占資本が完全義務化に踏み切るとみるのは少し甘い観測ではなからうか。

「後期中等教育」の最後の受け皿としては、この「高等学校」があまりにそまつなもの——内容はもちろんのことその多くはみずからの校舎さえもない——であることは原案にみられるとおりである。ところでこの形態の学校は、今回の事務局原案そのままのものが、「勤労青年学校」として六三年度から全国二〇カ所ですでに発足している。この先駆的な学校を調査した報告者は、一部には、「勤労青年学校を、完全な中等教育をすべてのものに」という基本線が実現できるまでのかりの教育機関とみる、関係者の積極的な努力」もみられるが、①「きわめて程度のひくい職業教育訓練機関という性格が濃厚なこと」、②現在では「中小企業・商店の若年労働力確保・ひきとめ対策の手段として機能していること」、③「徹底した一般教養の軽視が特色となっている」こと、④教育環境・教育条件が極端にまずいこと、などの諸点からみて、「これがそのまま義務化され、後期中等教育の正規の学校制度のひとつとして、それにくみこまれるならば、『中等教育の完成』に藉口したわが国戦後の民主教育制度の根本的につきくずしにはかならない」とのべている（千野陽一「勤労青年学校

の性格と課題」『国民教育研究』64年3、4号）。そこで事態は民主教育制度を根本的につきくずす方向にすすんでいるというわけである。

今次「改革」案は、以上にのべたほかは、青少年センターの設置等々の「社会教育の充実」となっているが、この点については省略しよう。なお残っているのは、日経連の要求して来たことの一つである企業内職業訓練施設の「技能高校」への切り替えであるが、これは高校の専門学科の多様化のなかにすっぽり納っている。高校に昇格（！）できない職業訓練施設は、「短期高校」となる道があるほか、連けいの拡大によって大幅な「高校化」が可能なる道が開かれる。すでにみたように、連携なる措置が事実上無制限に横行するのも今次「改革」の特徴の一つなのである。

なお残されている二、三の点にふれておこう。その一つは今次「改革」は、「後期中等教育」機関の驚くべき「多様化」に対処する当然の要請として中学校の選別機能（「観察機能、生徒指導」などといわれている）の強化が求められていることである。これは、高校入試制度改革と一体となって、中学校の性格を根本的に変更するような事態も呼びおこす可能性も含んでいる。

その二つは、現行の能研テストとも密接な関連があるのだが、大学入学資格検定試験の活用が真剣に考慮されているということである。われわれは、戦前の複線型学校体系下に「専検」の果たした機能を想起せずにはいられない。

その三つは、すでにみたような「後期中等教育」の「多様化」に対応させるために、すでに高等教育機関の「多様化」が検討の日程にのぼっている、ということである。大管法以来、大学格差の強化、教員養成大学のいわゆる目的大学化等々の措置がすすんでいるという既成事実の線に沿ってこの方向は、「後期中等教育改革」と同様になしきりに展開されることも予測しなければならぬ。

四

つい最近になって、今次「改革」の答申が一部に予測された以上に延び延びにされてきた理由が判明してきたように思われる。一口に言えば、来るべき「後期中等教育改革」は、池田の諸「計画」のようにスマートにやっていく（それは外見だけであったにせよ）わけにはいかない、という事情が生まれているということである。

ベトナムの戦局は、アメリカ帝国主義とこれに組みするもの予想以上に悪化し、独立をねがう人民の強力な抵抗にあつてアメリカの軍隊がいよいよ直接に手を下さざるを得ないはめに追い込まれている。そこで急遽、日韓会談の妥結が強行され、アメリカ帝国主義の極東軍事体制の強化、立てなおしははかられたわけであるが、このなかで日本独占資本は明らかに池田の時期とは質的に違った積極的な役割を果たさねばならなくなっている。全面的な不況局面と折り重なった今日、佐藤内閣はこの役割を一途に

国内の「軍国主義化」によって果たそうとしていることは、三矢作戦計画によって露骨なまでに明らかにされたとおりである。こうした状況のなかですすめられる「後期中等教育改革」は、もちろん、日本独占資本の全面的な労働力総動員態勢のなかに位置づけられなければならない——このような方向が定まるためには一定の時間が必要であつたし、またその間にはさきへのべたような既成事実の積み上げも必要であつた——というわけである。

こうした事態のなりゆきを「改革」の文面——かりに成文化されたにしても——のみから読みとることは困難である。そこで、二つだけ例をあげておこう。

その一つは、ここ一、二週間のあいだに、政府が「科学技術基本法」の成立を急いでいる事実である。経過の詳細は別に検討すべきであろうからここでは省くが、日本学術会議が研究体制の整備充実の責任を国に負わせるという趣旨のもとに「科学研究基本法」の制定を要望したことを、この本質をすりかえて国が「科学技術の研究計画を立てこれを推進する」という趣旨の「科学技術基本法」なるものを作ろうとしているのである。この「科学技術基本法体制」には、自然科学や技術の分野だけでなく人文科学・社会科学の分野まで包み込まれることになっている。第二次大戦当時の科学技術動員計画よりもむしろその規模は雄大である。

もう一つは、政府が「雇用基本法」の成立を急いでいる事実である。これは、「後期中等教育改革」と直接にかかわりあっている。新聞はすでに六五年末に、若年労働力の活用のかた（つま

り動員体制)に関して、文部省と労働省のあいだに原則的な了解が成立したと伝えている。『雇用基本法』体制には、大別して二つの側面がある。一つは、失対法の改悪(六三年)以来着々と積み上げられてきた既成事実の上に立って、「日本のレイアウト」を含む大量解雇の方向であって、多くの関係者はこの側面に注目している(たとえば、大木一訓「大量解雇と独占資本の政策」『経済評論』66年3月号)。もう一つの側面は、その解雇された労働者と若年労働者の配置について、労働省は計画的・積極的にのり出すという面である。(私が、ここで、第二次大戦期に、職業安定所は国民勤労員署であったこと、学卒者の就業は規定されていたことを想起したいのだが思いすごしであろうか。)『雇用基本法』体制を推進している雇用審議会の討議の過程では、すでに指摘してきたような「後期中等教育改革」と全く同じ内容が技能労働力の確保というより積極的な角度から論議されている(たとえば、60年11月16日付審議資料『雇用に関する施策の現状と問題点』をみよ)。

このような状況のなかで、つまり全労働者を包み込むような政策の一環として「後期中等教育改革」なるものがすすめられている、と私は考えるのである。

本稿は、「後期中等教育改革」について、主として事務局案なるものを手がかりにしながら、「改革」の進行のしかたに現われている特徴を明らかにするのみに終始してしまつた。「改革」そ

のものについて論ずべき点、とくに「改革」の軍國主義的な性格、「改革」全体に流れる「能力主義」、などについては別に機会を得て検討しなければならぬと考へている。

(教育科学研究会常任委員・専修大学)

「教育」前号 内容	
■特集Ⅱ 教研十五年 国民教育の主体	五十嵐 顕
管理体制下の教研	磯井正久、大槻健
教研十五年に想う	今泉浩三郎、佐藤貞紀、山下敏勝
高校進学問題の谷間	鴻上安博、菅野与西夫、芳賀直義
へき地教育の背景について	駒形佐和、野島順吉、樋口光雄
教育課程改定における進歩と反動(上)	江間治、小川利夫
仮説とはなにか	上滝孝治郎
第十二回全教ゼミ	山住正己
▽共同研究Ⅷ	板倉聖宣
「原始時代の授業」をめぐって	小林勲、長妻克亘
歴史学習の中での位置づけ	泉靖一、重家圭子、久津見富子
▽教育情報Ⅷ	本多公栄、白井春男、遠山茂樹
超勤訴訟・静岡地裁判決をめぐって	久野晴彦
日韓条約批准と在日朝鮮人の民族教育	小沢有士
イランは三日目(8)	菅田耕士
労働少年団運動	大田忠道
□時評 文壇/久保田正文	映画/瓜生忠夫
□親と教師の目	師井恒男
□書評	
学級差の問題をどううけとめるか	
「のぎくの道」「友情と連帯の記録」「黒い嵐」	碓井正久/羽仁説子